

エージー インサイト

# AZInsight

AZSA / KPMG NEWS LETTER

Volume

12

2005  
December

- ・ 会社法はこうなる～「会社法」現代化のポイント～ 株式会社の総論、設立、株主総会
- ・ 企業会計基準委員会の最新動向について(1)
- ・ 企業再生に係る税務上の留意点

会計トピック

# 会計キーワード解説(その4)

## 退職給付会計における「未認識差異」について

あずさ監査法人 FMG事業部 ディレクター 枇杷 高志  
マネジャー 増田 潔史

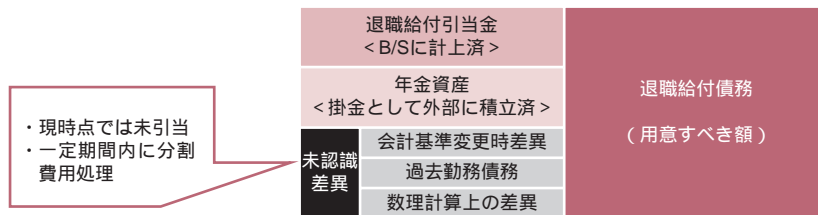
退職給付会計では、会計基準変更時差異や数理計算上の差異などの未処理額を総称して「未認識差異」と呼んでいます。「未認識差異」は、貸借対照表や損益計算書に直接計上されるものではありませんが、いずれ費用処理すべきものであり、企業財務マネジメントにおいて注視すべき項目といえます。また、財務諸表等に注記が必要な項目であり、投資家からも関心が高い項目と思われます。本稿ではまず「未認識差異」の意味や会計上の取扱いについて解説します。次に、直近の未認識差異残高の状況について実際の開示データにもとづき確認します。そして、未認識差異の中でも恒常的に発生しうる「数理計算上の差異」に着目し、その発生要因とコントロールについてもコメントします。

### . 概説編

#### 1 . 制度の概要

- ・退職給付債務のうち、年金資産や退職給付引当金による手当てがまだなされていない部分を「未認識差異」といいます。会計上、これらは一定期間にわたって遅延認識し、引当金計上を行っていくこととされています。
- ・未認識差異は、発生要因別に「会計基準変更時差異」「過去勤務債務」「数理計算上の差異」の3つの項目の未処理額で構成されます。このうち数理計算上の差異については「見積りの前提と実績の差」により恒常的に発生しうるもので、資産運用の巧拙や市場金利の変動だけでなく、さまざまな要因によって発生します。
- ・各企業の開示データを分析すると、未認識差異の残高は企業間でかなりばらつきがあります。このため、各社の未認識差異の償却負担にも差が生じていると思われるし、これに注目している投資家も少なくないようです。したがって、企業としては、未認識差異、特に数理計算上の差異のコントロールが肝要です。
- ・なお、3つの項目の費用処理方法は必ずしも同じではありませんので、注意が必要です。
- ・また、企業年金の財政運営で用いられる「過去勤務債務」と退職給付会計で用いられる「過去勤務債務」は異なる概念であり、混同しないよう注意する必要があります( .5 .年金財政基準との相違参照)。

図表1 退職給付会計のバランスシートのイメージ



## ・実務編

### 1. 未認識差異とは

退職給付会計では、「退職給付債務(従業員に対する退職給付見込額のうち現時点で発生していると認められる額)」から、外部の年金基金等に積み立てた「年金資産」を控除した額を、「退職給付引当金」として貸借対照表に計上することが基本的な考え方となっています。

ただし、退職給付制度は従業員が退職して初めて支給額が確定しますから、現時点の退職給付債務は「確定債務」ではなく、一定の前提条件にもとづいて見積られた金額にすぎません。したがって、ある時点で退職給付債務と年金資産に差額が生じたとしても、これを即座に解消する必要は必ずしもなく、実際の支給時までには収束をはかればよいと考えることができます。

会計基準の変更に際しては、このような考え方に加え、従来基準との激変緩和という趣旨も考慮されたようです。この結果、退職給付債務と年金資産の差額のうち、引当金が計上されていない部分を「未認識差異」とし、これを一定の年数にわたって遅延認識することが認められました(なお、このような考え方は米国会計基準や国際財務報告基準とも共通したものとします)。

### 2. 未認識差異の区分と処理方法

#### (1) 未認識差異の区分

未認識差異は、その発生要因によって下表のとおり3つに区分されています。

差異項目	発生要因
会計基準変更時差異	・平成12年の退職給付会計基準の新規適用により発生した差異
過去勤務債務	・退職給付制度の給付水準等の変更によって発生した差異
数理計算上の差異	・退職給付債務の見積りの前提と実績が乖離することにより発生した差異 ・年金資産の運用利回りが予定と実績で乖離することにより発生した差異

このうち、「数理計算上の差異」については、他の2つと違って、経済環境の変動や企業の人員構成の変動などによって、ある程度恒常的に発生しうるものといえます。詳細は後述しますが、個々の企業の行動と無関係な要因で発生することもあるため、予測やコントロールが難しい項目といえます。

一方、「会計基準変更時差異」は文字どおり会計基準変更による一時的な差異ですから、基本的には予定どおりの年数で費用処理がなされ、その未処理残高も減少していきます。

また、「過去勤務債務」は、年金給付利率の変更やキャッシュバランス型制度の導入など、退職給付制度の変更を行った場合に発生するもので、変更前後の

## 会計トピック

退職給付債務の差額として測定されます。制度改定を行った場合のみ発生するものであり、いったん差異を認識してしまえばこれを計画どおりに償却していけばよいので、コントロールはしやすいといえます(もちろん、制度改定の検討時に、過去勤務債務がどの程度発生しそうかをあらかじめ確認しておくことが重要なのは、いうまでもありません)。

### (2) 未認識差異の処理方法

前述のとおり、未認識差異については一定の期間内で費用認識し、退職給付引当金に計上していくことが必要ですが、その方法は3つの差異項目ごとに異なっています。

なお、過去勤務債務や数理計算上の差異が発生するのは一度限りではないため、原則として発生年度ごとに管理して以下の処理を行うこととなりますが、発生年度の異なる差異を合算したうえで、その一定割合を費用処理する方法(定率法)を採用することも認められています。

図表2 未認識差異の処理方法

差異項目	処理方法
会計基準変更時差異	・新基準適用時から15年以内の一定期間で均等処理
過去勤務債務	・制度改定日から、従業員の平均残存勤務年数以内の年数で均等処理(制度改正日に一括して費用処理するという会計方針を採用するケースもある)
数理計算上の差異	・発生年度またはその翌年度から、従業員の平均残存勤務年数以内の年数で均等処理(発生年度またはその翌年度に一括して費用処理するという会計方針を採用するケースもある)

このように、未認識差異の処理方法にはいくつかの選択肢が認められています。ただし、いったん採用した処理方法は、合理的な理由がなければ原則として変更できないこととされています。退職給付会計が導入されてすでに5年が経過し、大半の企業は各項目の処理方法を決定済みと思われるので、たとえば未認識差異の償却負担を軽減したいからといって安易に処理方法の変更を行うことは、原則としてできないこととなります。

ちなみに、退職給付制度の廃止や確定拠出年金制度への移行等が行われた場合は、従来の制度が終了し、退職給付金の支給が実行されたとみなすことができます。このような場合は、未認識差異を遅延認識する理由がなくなったと考えて、当該終了部分にかかる未認識差異の残額を一括して費用処理する必要があります。

### (3) 簡便法適用企業の例外

なお、いわゆる「簡便法」を採用している企業においては、会計基準変更時差異のみ遅延処理が認められており、過去勤務債務や数理計算上の差異の遅延処理は認められていません。したがって、制度変更や運用差損などによる差異が生じた場合はその全額を当期の費用として即時認識することになり、未認識差異として翌年度に繰り越すことはできないことに留意する必要があります。

## 3 「未認識差異」の実態

ここで、直近の未認識差異の実態を確認してみましょう。図表3は、東証1部上場企業1,536社の2004年4月期から2005年3月期決算における未認識差異が、同じ時点の退職給付債務(PBO)\*に対してどの程度の規模となっているかを調べたものです。

\*Projected Benefit Obligation

図表3 上場企業の直近の未認識差異の水準

	未認識差異 vs PBO			
	会計基準 変更時差異	数理計算上 の差異	過去勤務 債務	合計
全対象企業の未認識差異合計額を全対象企業の退職給付債務合計額で除した割合	3%	18%	-5%	16%
各企業の退職給付債務に対する未認識差異の割合を単純平均したもの	4%	11%	-3%	12%

日経メディアマーケティング株式会社「退職給付関連データ」より作成

このように、平均的にみれば、退職給付債務に対する未認識差異残高の割合は15%程度で、数理計算上の差異がその大部分を占めていることがわかります。ただし、企業ごとに見た未認識差異残高の割合をランク別に集計すると、図表4のグラフのようになり、かなりのばらつきが生じています。未認識差異がほとんどないかマイナスとなっている企業も多い反面、多額の未認識差異を残している企業も少なくありません。

未認識差異は、現時点のバランスシートには計上されていませんが、その償却費用を通じて将来の企業負担となります。未認識差異が多い企業ほどこうした償却負担は重くなりますし、未認識差異がさらに増加すれば、将来の企業負担もさらに増加することになります。

なお、一部の証券アナリスト等の分析によれば、こうした未認識差異の償却状況に注目している投資家も最近は少なくないようですから、未認識差異のコントロールは投資家対策の視点からも重要と考えられます。

#### 4.数理計算上の差異の発生要因とコントロール

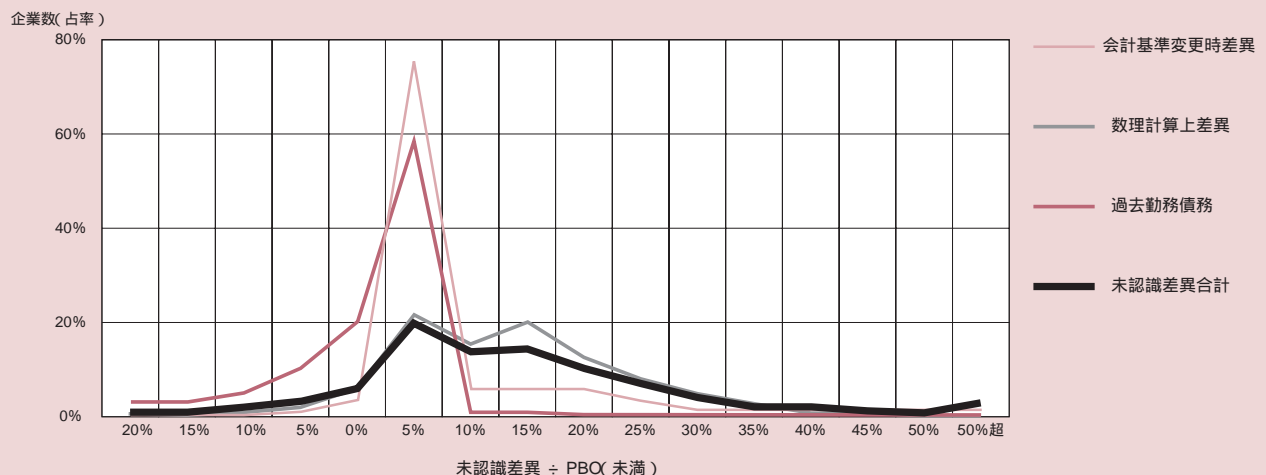
未認識差異のうち「数理計算上の差異」は、市場金利や経済動向などによって恒常的に発生しうるものであり、もっともコントロールが難しいものといえます。

ここでは、数理計算上の差異を発生させるさまざまな要因について解説し、そのコントロールについてコメントします。

##### (1)資産運用に関する損益とコントロール

退職給付会計においては、年金資産から生じる運用収益をあらかじめ見積り、費用から控除することとなっています。この見積りの前提条件である「期待運用収

図表4 上場企業の直近の未認識差異の分布



日経メディアマーケティング株式会社「退職給付関連データ」より作成

## 会計トピック

益率」が実際の運用収益率と乖離した場合は、数理計算上の差異が発生します。

通常、年金資産は株式や債券などの市場資産を中心に投資されており、実際の運用収益率は市場環境によって変動します。ここで、市場環境そのものを企業側でコントロールすることは不可能ですが、資産配分や運用スタイルといった運用方法をコントロールすることで、運用利回りの変動を一定の許容範囲にとどめることは可能と思われます。実際の資産運用は年金基金や運用機関に委託されていますが、リスクを負担するのは企業ですから、資産運用を「お任せ」にせず、企業側が運用方法の決定等にある程度関与することも必要と考えられます。

## (2) 退職給付債務の変動要因とコントロール

退職給付債務の計算においては、割引率をはじめさまざまな前提条件が用いられています。これらの前提条件は「計算基礎率」と呼ばれますが、実際の従業員の退職や死亡などが計算基礎率どおりに発生することはまずないため、見積りの前提条件と現実にかかる事象との間には差が生じます。これが数理計算上の差異の発生要因となります。

また、計算基礎率自体も実態に即して適宜見直しを行うこととされているため、計算基礎率に変更された場合にも退職給付債務の額が変動し、数理計算上の差異が発生します。

図表5に、計算基礎率と現実との乖離や計算基礎率そのものの見直しによって数理計算上の差異が発生するケースをいくつか例示します。

これらの計算基礎率は、外部環境や従業員個人の意思などに依存するものが大半であり、企業が基礎率そのものの変動をコントロールすることは難しいといえます。

ただし、制度設計を変更することで、数理計算上の差異の発生額をある程度コントロールすることは可能と考えられます。たとえば、死亡率の低下は避けられないとしても、終身年金を有期年金に変更すれば死亡率変動による数理計算上の差異の発生はほとんどなくなりますし、年金給付利率を市場金利に連動するタイプの制度に変更すれば、一時金選択率の変動による数理計算上の差異の発生を抑制することが可能になります。

もちろん、これらを実施するためには従業員の同意等が必要になりますが、従業員の同意を得るうえでは、現行制度を継続した場合の会社負担やその変動リスクの大きさを具体的なデータで示すことも有効な手段といえます。

すなわち、数理計算上の差異の発生をコントロールするためには、次のような手続を行うことが必要と考えられます。

図表5 計算基礎率と数理計算上の差異の関係(例)

計算基礎率		数理計算上の差異が発生するケース(例示)
名称	目的	
割引率	将来の退職給付見込額を現在価値に割引評価する	割引率が低下すれば、将来の退職給付見込額が同じであってもその現在価値は大きくなるため、退職給付債務が増加し、不足が発生する。
退職率	退職時期を予測する	たとえば、自己都合退職金より定年退職金が多い制度の場合、退職率が低下すると退職給付金額が見込みより大きくなるため、不足が発生する。
死亡率	退職時期を予測する、および年金の支給期間を予測する	年金を終身支給する制度の場合、死亡率が低下すれば支給期間が長くなるため、不足が発生する。
昇給率	退職給付金の算定基礎となる基準給与を予測する	実際の給与が予定より高くなると、実際の退職給付金額が見積みより大きくなるため、不足が発生する。
一時金選択率	年金に代えて一時金受取りを選択する人の割合を予測する	年金給付利率が割引率よりも高い制度の場合、年金支給の必要原資よりも選択一時金額の方が小さいため、一時金選択率が低くなると不足が発生する。

自社の退職給付制度において、計算基礎率が変動した場合の影響が、どの程度起りうるのかをあらかじめ把握しておくこと

そのような変動額が、自社の財務にとって許容範囲にあるかどうかを確認すること

必要に応じて、制度設計の変更により、計算基礎率の変動による影響額を抑制することを検討すること

## 5. 年金財政基準との相違

ところで、退職給付会計において用いられる「過去勤務債務」という用語は、従来から厚生年金基金や適格年金などの企業年金制度の財政運営の用語としても用いられており、実務の場面では両者がよく混同されますので、両者の相違を確認しておきましょう。

前述のとおり、退職給付会計においては、各種の差異の発生を要因別あるいは発生年度別に管理する考え方が採用されています。一方で、企業年金財政における「過去勤務債務」は、制度変更による債務の増減だけでなく、負債の見積りと実績の差や資産運用の差損益などを区分せず一括して取り扱っている点が特徴です。つまり、退職給付会計でいう「過去勤務債務」だけでなく、「数理計算上の差異」の要素も含まれているということです。

退職給付会計では「期間損益の適切な把握」を行うために、発生要因や発生年度に応じて処理を行うこととし、処理方法の変更についても原則として認めていないと考えられます。

これに対し、企業年金財政の目的は「年金の支払いに必要なお金を実際に積み立てること」にあります。そして、一定のルール範囲であれば、企業の資金拠出余力に応じて積立不足の償却のための掛金額を増減させることも認められています。このような趣旨を考えると、発生要因別の区分等を行う意義は小さいと考えられるため、区分を行っていないと推察されます。

なお、企業年金財政と退職給付会計では、債務の見積り方法や計算基礎率の設定方法が異なることから、年金財政における「過去勤務債務」と退職給付会計における「未認識差異」の金額自体も、通常は一致することはありません。

いずれにしても、さまざまな利害関係者が退職給付制度運営に関するコミュニケーションを適切に行うためには、このような「似て非なる言葉」を正確に理解して使用することにも留意する必要があります。

## 6. おわりに

退職給付会計にもとづいて測定された「未認識差異」は、一定のルールに従って費用処理することが必要です。一方、「未認識差異」は経済環境等の変化によって追加的に発生することもあるため、費用処理額の増加を避けるには、その発生のメカニズムを理解し、可能な範囲でコントロールすることが肝要です。

なお、本稿は「未認識差異」の処理方法の変更や制度変更における差異の処理等に関するコメントをしておりますが、個別企業における実際の処理については、担当の公認会計士等に最終確認する必要があることを申し添えます。

〒162-8551  
東京都新宿区津久戸町1番2号  
あずさセンタービル  
TEL : 03-3266-7500 (代表)  
FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2005 KPMG AZSA & Co.,  
the Japan member firm of KPMG  
International, a Swiss cooperative. All rights  
reserved. Printed in Japan.